

農業集落排水使用料金(2ヵ月分)

(消費税込)

使用量 算定 基準	基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金
	20m ³ まで	3,520円	21~40m ³	1m ³ につき
41~60m ³			1m ³ につき	242円
61~80m ³			1m ³ につき	275円
81~100m ³			1m ³ につき	308円
101m ³ 以上			1m ³ につき	330円

*上記の農業集落排水使用料金は消費税を含んだ金額となります。(R3.4.1~)

井戸水使用 認定水量(2ヵ月分)

家族数	井戸水のみ使用	水道水・井戸水併用
1人	20 m ³	水道水使用水量 + 6m ³
2人	32 m ³	水道水使用水量 + 12m ³
3人	44 m ³	水道水使用水量 + 18m ³
4人	56 m ³	水道水使用水量 + 24m ³
5人	68 m ³	水道水使用水量 + 30m ³

●計算例(1) 水道水(2ヵ月)44m³ご使用の場合

20m ³ までの料金	3,520円	
21m ³ から40m ³ まで	4,180円	= 20m ³ × 209円
41m ³ から44m ³ まで	968円	= 4m ³ × 242円
	8,668円 (請求金額)	

●計算例(2) 井戸水のみ使用例 1世帯4人でご使用の場合

(2ヵ月)1世帯1人まで 20m³ 1人 12m³ × 3人=36m³
 20m³ + 36m³ = 56m³ (認定使用水量) 料金は早見表にて

●計算例(3) 水道水・井戸水併用の例 1世帯4人でご使用の場合

(2ヵ月)水道使用水量 32m³ 認定排水量 1人 6m³ × 4人=24m³
 32m³ + 24m³ = 56m³ (認定使用水量) 料金は早見表にて

*農業集落排水の使用開始、中止及び名義変更は株東計電算で受付しますので、早めにご連絡ください。尚、井戸水を使用されている場合の使用人数の変更については市役所にて受付いたします。

農業集落排水使用料金早見表(2ヵ月分)

(消費税込み)

使用量 (m ³)	料金 (円)						
0	3,520	41	7,942	66	14,190	91	21,428
10		42	8,184	67	14,465	92	21,736
		43	8,426	68	14,740	93	22,044
		44	8,668	69	15,015	94	22,352
		45	8,910	70	15,290	95	22,660
20	3,729	46	9,152	71	15,565	96	22,968
	3,938	47	9,394	72	15,840	97	23,276
	4,147	48	9,636	73	16,115	98	23,584
	4,356	49	9,878	74	16,390	99	23,892
	4,565	50	10,120	75	16,665	100	24,200
	4,774	51	10,362	76	16,940	101	24,530
	4,983	52	10,604	77	17,215	102	24,860
	5,192	53	10,846	78	17,490	103	25,190
	5,401	54	11,088	79	17,765	104	25,520
	5,610	55	11,330	80	18,040	105	25,850
30	5,819	56	11,572	81	18,348	106	26,180
	6,028	57	11,814	82	18,656	107	26,510
	6,237	58	12,056	83	18,964	108	26,840
	6,446	59	12,298	84	19,272	109	27,170
	6,655	60	12,540	85	19,580	110	27,500
	6,864	61	12,815	86	19,888	200	57,200
	7,073	62	13,090	87	20,196	300	90,200
	7,282	63	13,365	88	20,504	400	123,200
	7,491	64	13,640	89	20,812	500	156,200
	7,700	65	13,915	90	21,120	1000	321,200

- 料金は早見表を参照してください。
- 料金の支払いについては便利な口座振替をご利用ください。
- 農業集落排水の使用料金は2ヵ月単位で請求させていただきます。
- 徴収事務の委託先は株式会社東計電算です。

*ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

茂原市役所 経済環境部 農政課
 茂原市道表1 0475(20)1526 直通

[使用料徴収事務委託業者]

株式会社 東計電算 茂原営業所

茂原市茂原1570-2 電話(27)3888

FAX(27)3885

農業集落排水使用料金の納付及び管理上の注意について

日頃、農業集落排水事業に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、農業集落排水の使用に伴いましては、使用料金の納付をお願いします。

つきましては、納入者の利便と事業能率の向上を図るため、使用料金の取扱業務を

株式会社 東計電算 に委託し、使用料金の徴収は受託者の発行する帳票で、下記により行いますのでご理解、ご協力をお願いします。

1. 使用料金の使いみち

使用料は主に農業集落排水施設の維持管理費に使われます。

農業集落排水使用料は消費税10%が加算されています。



2. 使用料は汚水排除量をもとに計算します。

(1) 上水道使用の場合は上水道の使用水量を汚水の排除量として計算します。

(2) 上水道以外(井戸水等)を使用している場合は、1世帯1人までは、2ヶ月につき20m³とし1人を増すごとに12m³を加えた量とします。

(3) 上水道と井戸水等を併用使用している場合は、1世帯1人までは、2ヶ月につき6m³とし1人を増すごとに6m³を加えた量と上水道使用水量を加えた量とします。

3. 使用料は2ヶ月毎の請求となりますが、中止・休止等の場合は使用日数を基礎として日割り計算します。

4. 納付方法

使用料は上水道料金と農業集落排水使用料の合計金額で納めていただきます。

納付方法は(1)口座振替と(2)払込みの方法があります。

(1) 口座振替は預金口座から自動的に上水道料金と農業集落排水使用料の合計金額で振替納付されます。

(上水道の納付方法がすでに口座振替の方につきましては、上水道の口座振替を使用させていただきますのでご了承ください。不都合の場合はご連絡ください。)

(2) 料金納入通知書により、納入期限内に金融機関の窓口または、最寄りの取扱コンビニ(納入通知書裏面記載)に納付願います。

〈管理上の注意〉

宅地内の排水設備は、使用者が維持管理することになります。いつも正しく使用し、生活環境の汚染を防ぎましょう。

台 所

○油類は管がつまる最大の原因です。直接流さないでください。

○野菜くず、おはし等、硬い物を流さないでください。

便 所

○トイレトーパーは専用のものを使用してください。

○ティッシュペーパーは水に溶けないので使用しないでください。

○ビニール、脱脂綿、タバコの吸いがら、異物等を投入しないでください。

○ボールペン、くし、歯ブラシ等は内部でつかえるので誤って落とした場合は、水を流す前に必ず拾い出してください。

○便器の清掃はトイレ用の洗剤を用法用量を守りお使いください。

○殺虫剤、防臭剤、塩酸等はいれしないでください。

風呂、洗濯場等

○硬いものや毛髪などは、目ざらを用いて取り除いてください。

○土砂が入りやすいところは、泥だめ等により除去してください。

その他

○污水管には絶対に雨水を入れないでください。

○酸類、生コンクリート排水などは、直接下水道管に流さないでください。

○高温の湯、油等は管を傷め、つまりの原因となるので、直接下水道管へ流さないようにしてください。

○ご自宅、ご近所で通気塔(白い筒)からピーピーというアラーム音がしたら、市役所 農政課(Tel.0475-20-1526)まで連絡ください。(東郷第一地区のみ)